

改正 渋谷道玄坂周辺地区まちづくり協議会会則 (令和元年6月版)

- 第1条 (名称) この会は、「渋谷道玄坂周辺地区まちづくり協議会」(以下「協議会」と言う。)と称する。
- 第2条 (目的) 協議会は、渋谷道玄坂周辺地区(以下「当該地区」と言う。)に「住み」「働き」「学び」「楽しむ」為に集う人々にとって、快適で、安全な都市空間等を創造し、維持することを目的として設立する。その際住民、各種団体、企業等と行政が協働してまちづくりを進めていくものとする。
- 第3条 (事業) 協議会は、第2条の目的を達成する為、以下のことを行う。
- 1 当該地区の将来像やまちづくりの具体的計画を関係者に提言する。
 - 2 上記に必要な調査、研究を行う。
 - 3 当該地区の快適で安全な都市空間を維持する為の諸活動を行う。
 - 4 上記に必要な調査、研究を行う。
 - 5 その他必要と思われる事業を行う。
- 第4条 (構成) 協議会は、当該地区にある町会・町会員、商店会・商店会員、団体、企業のほか、当該地区に住む者、働く者、学ぶ者、土地・建物を所有する者、業を営む者及びまちづくりに関する調査・研究等を行っている者(以下「関係住民等」と言う。)の内、協議会の目的に賛同する個人、団体、企業等によって構成する。
- 第5条 (正会員) 第4条に定めた構成員の内、第6条に定めた会費を納めた下記の構成員を正会員とし、総会、幹事会に於いて会費1口につき1個の議決権を持つものとする。
- 1 当該地区にある10町会(道玄坂、柳通、道玄坂二丁目商励会、道玄坂上、富士見、栄和、道玄坂親栄会、円山、神泉、神泉・円山親栄会)及び5商店会(渋谷道玄坂商店街振興組合、東急本店前商店会、渋谷百軒店商店会、渋谷地下商店街振興組合、渋谷中央街)団体、企業
 - 2 前項に属さない関係住民等で参加を希望し、協議会の承認を得た個人、団体、企業等(賛助会員)第2条に定めた目的に賛同し、その活動に参加、賛助する個人、団体、企業等を賛助会員とする。但し、協議会の各会議に於いて議決権を有しない。
- 第6条 (入退会と会費) 正会員として入会を希望する者は、入会申込書に必要な書類を添付して幹事会に申し込むものとし、幹事会及び総会の承認を得るものとする。
- 2 協議会を退会する時は、退会届を幹事会に提出し、任意に退会することが出来る。
 - 3 正会員たる団体、企業会員は年間12,000円を、個人会員は年間6,000円を夫々1口とする会費を1口以上納めるものとする。既に納められた会費等については返還しない。
 - 4 賛助会員として入会を希望する者は、入会申込書に必要な書類を添付して幹事会に申し込むものとし、幹事会の承認を得るものとする。
 - 5 賛助会員が協議会を退会する時は、退会届を幹事会に提出し、任意に退会することが出来る。
 - 6 賛助会員たる団体、企業会員は年間6,000円を、個人会員は年間3,000円を夫々1口とする会費を1口以上納めるものとする。既に納められた会費等については返還しない。
- 第7条 (総会) 協議会の運営の為、総会を開催する。
- 2 総会は、代表幹事が招集する。
 - 3 総会は、第5条に定める正会員の半数以上の出席をもって成立し、その過半の議決によって決する。
 - 4 総会の審議・承認事項は次の通りとする。
あ) 会則の変更 い) 議決権に関する事項 う) 事業計画及び収支予算 え) 事業報告及び収支決算
お) 幹事会の組織及び運営 か) 役員及び監査役の選任 き) 会員の入会 く) 会費の金額
け) その他、協議会の運営に関する重要な事項

第8条 (幹事会) 協議会の運営を円滑に行う為、幹事会を設ける。

1 幹事会は、代表幹事が招集する。

2 幹事会は、正会員たる個人及び町会・商店会・団体・企業等を代表する者の中から互選によって選任された者（以下「幹事」という。）によって構成する。但し町会・商店会の代表者は原則として幹事に就任するものとする。

3 幹事会の構成、役割及び任期は以下の通りとする。

あ) 代表幹事1名、副代表幹事若干名、会計幹事2名、幹事25名以内及び監査役2名（以上の者を「役員」と言う。）

い) 代表幹事は、協議会を代表し、運営全般を統括する。

う) 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故ある時は、これを代行する。

え) 会計幹事は、協議会の会計を統括し、毎期、収支予算及び収支決算を作成する。

お) 幹事会は、協議会の事務を統括し、毎期、事業計画及び事業報告を作成する。

か) 幹事会は、専門家等を顧問（アドバイザー）として選任する事が出来る。

き) 幹事会は、諸官庁、団体等に対し、協議会への協力・助言等を求める事が出来る。

く) 監査役は、協議会の運営及び会計を監査する。

け) 幹事、監査役の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

4 幹事会の審議・承認事項は、次の通りとする。

あ) 総会に付議すべき事項 い) 総会で承認された事項の執行に関する事項

う) その他、総会の承認を要しない事項の執行に関する事項

5 議決を行う場合は、出席幹事の3分の2以上をもって決する。

第9条 (収入、支出及び会計) 協議会の収入は会費、寄付金等による。

1 協議会の支出は、事務用品費、印刷費、通信費、会場費、調査費、謝礼金等とする。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 収支決算については、監査役の監査を受け、幹事会、総会の承認を経て決するものとする。

第10条 (会則の変更) 会則に変更の必要が生じた時は、議案として幹事会に提案し、幹事会、総会の承認を経て決するものとする。

附則

1 この会則は、平成16年10月6日から施行する。

2 協議会設立当初の幹事の任期は、第8条3項(け)号の規定にかかわらず、設立日から平成18年3月31日までとする。

3 協議会設立当初の会計年度は、第9条2項の規定にかかわらず、設立日から平成17年3月31日までとする。

改正

1 平成18年6月9日 (役員)

2 平成18年9月19日

3 令和元年6月6日 (賛助会員)